

泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約 新旧対照表

現行	改正（案）
<p style="text-align: center;">泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約</p> <p>改正条のみ抜粋</p> <p>（幹事会）</p> <p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は第3条に定める構成団体の中から必要な者で構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市建設局ニュータウン地域再生室次長、副幹事長は大阪府住宅まちづくり部副理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項、第8条第1項並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事会において定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第14条 協議会に、その事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、堺市建設局ニュータウン地域再生室内に置く。</p> <p>3 事務局を総括するため、事務局長を置くこととし、事務局長は堺市建設局ニュータウン地域再生室長の職にある者をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">泉北ニュータウン再生府市等連携協議会規約</p> <p>改正条のみ抜粋</p> <p>（幹事会）</p> <p>第10条 協議会に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は第3条に定める構成団体の中から必要な者で構成し、会議に提案する事項などについて審議する。</p> <p>3 幹事会に、幹事長、副幹事長を置く。</p> <p>4 幹事長は堺市泉北ニューデザイン推進室企画推進担当課長、副幹事長は大阪府住宅まちづくり部副理事の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項、第8条第1項並びに第9条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、「副会長」とあるのは「副幹事長」と読み替えるものとする。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事会において定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第14条 協議会に、その事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、堺市泉北ニューデザイン推進室内に置く。</p> <p>3 事務局を総括するため、事務局長を置くこととし、事務局長は堺市泉北ニューデザイン推進室長の職にある者をもって充てる。</p>

現行	改正（案）
<p data-bbox="152 212 277 244">附 則</p> <p data-bbox="152 252 286 284">(施行期日)</p> <p data-bbox="163 300 779 331">この規約は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p data-bbox="174 339 607 371">(平成 23 年 3 月 28 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 387 613 419">(平成 23 年 6 月 2 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 435 607 467">(平成 23 年 7 月 21 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 483 607 515">(平成 23 年 9 月 10 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 531 607 563">(平成 24 年 5 月 10 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 579 613 611">(平成 25 年 6 月 3 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 627 613 659">(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 675 613 707">(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 722 613 754">(平成 29 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 770 613 802">(平成 29 年 6 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 818 613 850">(平成 29 年 6 月 23 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 866 613 898">(令和 元年 6 月 21 日 一部改正)</p> <p data-bbox="174 914 613 946">(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)</p>	<p data-bbox="1144 212 1270 244">附 則</p> <p data-bbox="1144 252 1279 284">(施行期日)</p> <p data-bbox="1155 300 1771 331">この規約は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。</p> <p data-bbox="1167 339 1599 371">(平成 23 年 3 月 28 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 387 1606 419">(平成 23 年 6 月 2 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 435 1599 467">(平成 23 年 7 月 21 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 483 1599 515">(平成 23 年 9 月 10 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 531 1599 563">(平成 24 年 5 月 10 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 579 1606 611">(平成 25 年 6 月 3 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 627 1606 659">(平成 27 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 675 1606 707">(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 722 1606 754">(平成 29 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 770 1606 802">(平成 29 年 6 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 818 1606 850">(平成 29 年 6 月 23 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 866 1606 898">(令和 元年 6 月 21 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 914 1606 946">(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)</p> <p data-bbox="1167 962 1621 994">(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)</p>